

なかの



Vol. 255

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~3月行事予定表)



※下記の予定は、12月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場
1月	6日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	9日(木)	15:15~15:25 合同役員会	リーガロイヤルホテル東京
	//	16:00~17:00 署長講演会	リーガロイヤルホテル東京
	//	17:10~18:00 新年賀詞交歓会	リーガロイヤルホテル東京
	//	18:00~19:30 祝賀会	リーガロイヤルホテル東京
	15日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	16日(木)	10:30~11:30 中野税務懇談会	中野税務署
	//	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	17日(金)	18:00~20:00 青年部会新年初顔合わせ会	ナカノヤ NYAcafe
	20日(月)	16:00~17:00 広報委員会	中野法人会館
2月	3日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
	4日(火)	13:30~16:00 書き方説明会	中野法人会館
	5日(水)	16:00~17:00 経営塾第4弾「確定申告」	中野法人会館
	6日(木)	18:15~19:30 第10回親睦ボウリング大会	高田馬場グラウンドボウル
	7日(金)	17:00~18:00 第6回研修会 租税教育講師養成講座	中野法人会館
	13日(木)	16:00~17:30 経営塾第5弾「事業承継」	中野法人会館
	17日(月)	10:00集合 確定申告冒頭駅頭PR活動	中野駅南口周辺
	20日(木)	15:00~15:30 監査会	中野法人会館
	//	15:30~16:30 正副会長会	中野法人会館
	3日(月)	13:00~17:00 無料法律相談	中野法人会館
3月	4日(火)	9:00~ 生活習慣病検診	なかのZERO小ホール
	//	10:30~11:30 税制税務委員会	中野法人会館
	7日(金)	18:00~19:00 青年部会役員会	中野法人会館
	9日(日)	未 定 中野ランニングフェスタ2025	四季の森公園
	12日(水)	9:00~ 生活習慣病検診	なかのZERO小ホール
	18日(火)	9:00~ 生活習慣病検診	沼袋区民活動センター
	21日(金)	16:15~16:30 正副会長会	中野セントラルパークサウス会議室
	//	16:45~17:45 理事会	中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:00~20:00 新入会員交流会	未 定
	26日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンスB1
	27日(木)	13:30~16:00 新設法人説明会	中野法人会館

1月号の目次

『新春対談 (田口署長・横山会長)』

2025 VOL.255

年頭の辞 (横山会長)	3	支部だより (第3・6支部)	11
令和6年度納税表彰式	3	本部だより	
新春対談 中野税務署 田口署長	4~5	(税務研修会・実務講座・年調説明会・ジギョケイ)	
中野法人会 横山会長	4~5	(にぎわいフェスタ)	12
謹賀新年 中野都税事務所 白石真一様	6	本部・部会だより	
都税だより&税務功労者感謝状贈呈式	6	(ゴルフコンペ・法律セミナー・研修会・秋の講演会・女性部会懇親会)	13
税務署だより (確定申告会場のお知らせ)	7	本部・部会だより	
知っとくと得情報 (税の豆知識) (山岡税理士)	8~9	(青年部会・川柳コンクール入賞発表・作文入賞作品)	14
税務署だより (収受印日付の押なつについて)	10	第15回税に関する絵はがきコンクール入賞発表	15
第40回法人会全国大会 (鹿児島大会)	11	会員事業者紹介表	16

● 表紙 (写真説明) 「冬の金閣寺」 東京天然色(株) 三好正市氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時:1/6(月)、2/3(月)、3/3(月) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 三國・下島



年頭の辞



中野法人会長
横山浩之

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、中野法人会の運営に多大なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年の活動を振り返ってみると、支部では、日帰りバス研修会や懇親会、青年部会では家族感謝デー、女性部会では懇親会を開催いたしました。親睦チャリティゴルフコンペにつきましても、70名の参加ということで会員同士の親睦を深めることができました。

また、法人会として最も大事な社会貢献活動につきましては、8月には鷺宮盆踊り大会で税金クイズ、10月には野方地区祭りで税金クイズ、11月には3年ぶりに四季の森公園に於いて中野にぎわいフェスタに参加し、二日間で400名の小中学生に税金クイズを行いました。

青年部会の租税教室につきましては、1学期中に区内7の小学校で行う事ができました。

女性部会の絵はがきコンクールは、区内10の小学校より448作品の応募を頂きました。税制税務委員会主催の税に関する川柳コンクールは、102作品の応募を頂きまして、大変嬉しく思っております。

さて、今年度の目標としては、第一に「会員増強推進」でございます。最近の傾向として入会される方は、紹介者からの勧めというよりは、自発的に入会されるケースが多くなってきております。「経営者の悩みは、経営者同士でないと分からない」この言葉は、経営者の本音だと思います。まずは法人会に入会して頂き、企業経営に役立つ事業に参加して頂き、交流を深めながら“仲間づくり”に取り組んで参りたいと思っております。

第二に、支部活動、部会活動の件です。全面的に応援して参りますので、昨年同様活発に活動して頂きたいと思っております。

これからも法人会では変わりゆく税制や制度に対応できる研修会や経営者が集まり情報交換ができる交流の場を設けてまいりますので、本年も更なる法人会のご利用をお願いいたします。

また、本年も法人会の基本指針である「企業経営および社会の健全な発展」「納税意識の向上」に基づき、会員企業の発展と法人会組織の充実強化を図り、公益社団法人としての使命を達成するため、関係機関と連携を密にし「よき経営者をめざすものの団体」として、各種事業の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びにあたりまして、皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げまして年頭の挨拶といたします。



令和6年度 納税表彰式



11月8日、明治記念館に於いて「令和6年度・納税表彰式」が行われました。

尚、谷口直樹様・惣田雄二様（間税会）も受彰されました。

受彰された皆様、大変おめでとうございます。

《中野税務署長表彰》

石崎 勝一様（理事・第3支部支部長）



石崎勝一様



平澤良二様



杉山鉄郎様

《中野税務署長感謝状》

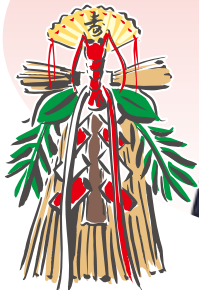
（順不同）

平澤 良二様（理事・第2支部副支部長）

杉山 鉄郎様（理事・第2支部副支部長）



新春対談



司会（広報委員長）：新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

今年も、新春対談という事で企画させて頂きました。

田口署長、横山会長、どうぞよろしくお願い致します。

会長：新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

署長：新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、横山会長、木村広報委員長をはじめ中野法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、税に関する絵はがきコンクールの募集や租税教室などの税知識の普及活動にも熱意をもって精力的に取り組んでいただいております、改めて深く感謝申し上げます。

中野税務署に赴任して

司会：田口署長は、昨年の異動で中野税務署に赴任されましたが、中野税務署での勤務のご感想を教えてください。

署長：中野税務署での勤務は初めてになります。現在は中野駅南口の住友不動産中野駅前ビル6階で執務を行っており、こんなに駅から近い署は初めてで、いい環境で仕事をさせていただいております。

司会：中野区の印象はいかがでしょう。

署長：私は、板橋区出身で中野通りを車でよく通っていたこともあり、桜並木がきれいな街、着任してからは、鉄道が5路線、バス路線が充実しており、ブロードウェイ、サンモール、セントラルパークなどで色々な楽しみ方ができる街という印象を持ちました。

また、中野駅周辺では、100年に一度の再開発が進行中で、中野のシンボリックな存在の中野サンプラザが取り壊されるのは寂しいですが、超高層ビルが建設されれば一段と魅力がある街になるのではないかと考えています。

会長として1年を振り返って

司会：さて、横山会長は就任されて4年目になりますが、昨年を振り返っていかがだったでしょうか。

会長：今年は、コロナの影響を気にすることなく、法人会活動行うことが出来ました。各支部活動も活発になり、多くの会員の皆様に参加して頂き、大変感謝しております。

社会貢献活動では、青年部会が行っている租税教室の回数も増え、また、女性部会が行っている税の絵はがきコンクールの応募数もかなり増えました。

にぎわいフェスタには、4年振りに、四季の森公園で2日間に渡り参加しました。中野区役所の庁舎も新しくなり、周りの広場も整備できたこともあり、フェスタ全体の入場者数が激増しました。法人会が用意したグッズも、あっという間に無くなる、盛況振りでした。風船がもらえず、泣いていたお子さんには、申し訳なく、次回は数を増やさなければと、反省しております。

これからの税務行政などについて

司会：それでは年頭ということで、田口署長から今年の中野税務署としての税務行政に対する抱負をお聞かせください。

署長：現在、税務当局では、税務行政のDX推進に取り組んでいるところですが、さらに今後は社会全体のDX促進も視野に法人会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。



(左から木村広報委員長・横山会長・田口署長様)

今年の確定申告について

司会：続いてこれから始まる令和6年確定申告について教えてください。

署長：本年の確定申告につきましては、ご自宅からスマートフォンとマイナンバーカードで申告ができるe-Taxを利用していただくことをお願いしております。

申告相談が必要な場合には、2月17日から3月17日まで中野セントラルパークカンファレンスに会場を開設し、入場には入場整理券が必要となり、入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行をしていただくことをオススメします。

会員増強！

司会：それでは横山会長より新年の抱負を語って頂きたいと思います。

会長：昨年に引き続き、会員増強に力を入れていかねばいけないと、思っております。

支部長の皆様より、増強に対し、貴重なご意見を頂いておりますので、各地区にあった方法など取り入れて、例えば、地区の公益事業に参加しながら法人会への入会を募るなど、会員増強を図って行こうと、考えております。

食の探究者

司会：さてここで田口署長のアフターファイブ・休日の過ごし方、趣味等をお聞かせ頂けますか。

署長：趣味は食の探求としています。色々なお店にも行きますが、最近は食材を調達して料理もしています。調達先は勤務経験がある署の管内で見つけたところに行くことが多く例えば、京橋署の時は、築地場内市場の仲卸で鮪を、築地にある食鳥鶏卵専門店で朝引き鶏肉を、江戸

川北署の時には農家で小松菜を見つけ、今でも調達に行っています。

また、最近は美味しい日本酒を求めて酒屋めぐりをしています。

趣味を楽しむ

司会：それでは横山会長のアフターファイブ・休日の過ごし方、趣味等をお聞かせ頂きたいと思います。

会長：早く帰れた時は、趣味で釣ってきた魚を中心に、作った料理とお酒を楽しみながら、CATVなどで昔の映画を2時間程視聴する、ほぼこのパターンで過ごしています。

また、最近は休日に、あまり時間が取れない時は、カフェに行って読書をする事が多くなりました。読書と言っても、西村京太郎・内田康夫などの推理小説が主です。日数があれば、箱根などに行って、美術館巡りをし、温泉と料理と酒を楽しんでいます。

中野法人会に期待すること

司会：最後に田口署長から法人会に期待することはありますか。

署長：昨年もインボイス・定額減税制度に関する研修会、税に関する広報や啓もう活動、租税教室の開催など、非常に精力的に会活動に取り組んでいただきありがとうございました。引き続き、これらの取り組みを通じて良き関係を続けていきたいと思っています。

司会：田口署長、本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

新しい年、私達も、法人会の更なる発展の為に頑張って参りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い致します。



謹 賀 新 年

中野都税事務所
所長 白石 真一

新年おめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、横山会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えのものと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、貴会の御活動や御事業を通じまして、東京都の税務行政の運営に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。貴会の熱心な取り組みに心から敬意を表する次第でございます。

さて、東京都では、「東京大改革3.0」の下、課題に答えを出し、行動を起こし、結果を残すことで、東京が世界で一番の都市になるよう取組を進めてまいります。自然災害やエネルギー問題、少子高齢化や人口減少、そして長引く物価の高騰など、山積する社会問題に対し、時代の一步も二歩も先を行く東京の目指すべき姿を示し、そのための戦略を練り上げてまいります。

その戦略実行の梃子となるのが、都政の更なる構造改革です。

複雑化・多様化する社会課題を、局や政策分野を越えてデジタルの力で解決に導く「政策DX」に取り組み、都民の皆さんに「東京は良くなった」と実感していただけるよう、クオリティ・オブ・ライフの向上のため、DXによる全行政手続のデジタル化を推進するなど、デジタル社会への歩みを一段と加速させてまいります。

東京都主税局でも、DX推進の取組として申告や申請、届出の電子化、キャッシュレス納税の推進を掲げております。特にキャッシュレス納税は納税者の利便性を抜本的に向上させることに加え、社会全体の生産性向上につながる事が期待されております。キャッシュレス納税比率は年々上昇傾向にあり、令和5年度では48.5%となっております。しかしながら、日常的な支払いにおけるキャッシュレス利用率よりも10%近く低く、都税の納付もキャッシュレスで可能であるということが、納税者にまだ十分に浸透していないと考えられます。将来的に都税のキャッシュレス納税比率を2030年に70%にすることを目標としてキャッシュレス納税普及への取組をより一層強化し、進めてまいります。

中野都税事務所といたしましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

都税についてのお知らせ ～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和7年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申 告 期 限	令和7年1月31日(金)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、
電子申告(eLTAX:エルタックス)も
ご利用できます



eLTAX
ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

令和6年度税務功労者感謝状贈呈式

11月14日、中野都税事務所に於いて、「令和6年度税務功労者感謝状贈呈式」が行われ、飛田定己様(参与)が受彰されました。

誠にありがとうございます。



～ 白石所長より授与 ～



～ 受彰者の皆さま ～

税 務 署 だ よ り

中野税務署からのお知らせ

税理士による無料申告相談

期 間		会 場	所 在 地
令和7年1月29日(水) ～ 1月30日(木)		野方区民活動センター 2階ギャラリーA・B	中野区野方5-3-1
令和7年2月4日(火) ～ 2月6日(木)		なかのZERO西館 3階学習室2	中野区中野2-9-7
時 間	対象者(注1)	そ の 他	事 前 申 込
【受付】 午前9時30分～11時30分 午後1時～4時 【相談】 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分 ※事前申込をお願いします。 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2) (青色申告の方は、受け付けておりません。)	○ 持ち物については、下記「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 作成済みの申告書等の提出のみの場合、郵送での提出先は、「東京国税局業務センター大手町分室」となります。 ○ 事業所得、不動産所得のある方は売上(収入)、仕入及び必要経費の各金額を予め集計してください。また、医療費控除のある方は明細書(任意の様式で構いません。)を予め作成してください。	○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月10日(金)から可能となります。 ○ なお、税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト



(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、配当所得がある方、退職所得がある方、初めて住宅ローン控除を受ける方は対象とはなりません。
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

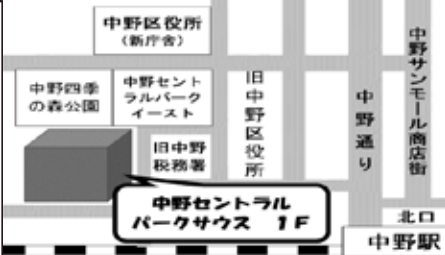
申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター大手町分室です

郵送で提出

【宛先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室(中野税務署)

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開 設 期 間		会 場	所 在 地	時 間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。		中野セントラルパーク カンファレンス	中野区中野4-10-2 中野セントラルパーク サウス1F	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から
お 持 ち 込 み 物			案 内 図	
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身分確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類 ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォンまたはタブレット ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類				
事 前 準 備				
❶ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、 マイナポータル連携 の事前準備をお願いしております。 詳しくは、表面をご覧ください。				
入 場 整 理 券				
○ 申告書作成会場では、混雑回避のために当日分の「入場整理券」を配付します。また、LINEによる事前発行で入手することが可能です。なお、申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。 ○ 入場整理券は午前8時30分から午後4時までの間に配付しますが、入場整理券がなくなり次第、配付終了となります。特に3月は、入場整理券をお求めの方が多いため、入場整理券が入手できない場合があります。 ○ 会場内では、入力準備及びスマホによる入力作業を行っていただきますが、会場の混雑状況によっては、申告書提出(送信)までに相当な時間を要します。			LINEで事前発行 ・ LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。 ・ 当日並ばずに事前に取得できます。  友だち追加はこちらから→	

知っとくと **(得)** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

さて、新年号であります今回は、**労働保険について説明したい**と思います。**労働保険とは、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）と雇用保険とを合わせた総称です。常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。したがって、事業主は、労働者を雇用したら直ぐに労働保険の成立手続を行い、保険料を納付する必要があります。**

なお、労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

1. 労災保険とは？

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とします（労働者災害補償保険法第1条）。

労災保険は、この目的を達成するため、制度上、労働者災害補償保険の主要事業として行われる、業務災害・通勤災害における保険給付と、独立行政法人労働者健康安全機構（旧：労働福祉事業団→労働者健康福祉機構）等が行う社会復帰促進等事業（旧：労働福祉事業）に基づく各種事業の二本立てとなっています（第2条の2）。

このように、**労災保険とは、労働者災害補償保険法に基づき、業務災害及び通勤災害に遭った労働者又はその遺族に給付を行う、日本の公的保険制度**です。

つまり、この制度があることにより、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気にな

った場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付が行われるのです。

2. 労災保険の制定の歴史

仕事で怪我や病気をした時に助けてくれるのが労災保険ですが、昔は労災保険がありませんでした。

戦前の日本は、経済の発展・近代化が進むとともに労災が多発し、労働運動（健康や生活の安定などを求め、労働者達が集団で抗議する運動）が激化しはじめていました。この問題に対処するために1905年鉱業法、1911年工場法を制定し、炭鉱や工場で働く人々の「仕事上の病気、怪我、死亡」を補償する決まりを創りました。この制定により炭鉱や工場で働く人は守られましたが、土木・建築などの労災が発生しやすい職業を補償する法律はまだありませんでした。

その後、1931年「労災扶助法」「労災扶助責任保険法」が創られ、土木・建築などの職業にも労災の適用が認められることになりました。しかし、この時の制度は「補償のレベルが低い」「適用範囲が狭い」ことや「労災は労働者の不注意が原因であり、使用者が労働者を助けてあげている」といった思想で成り立っていたため、制度としてはまだ未熟なものでした。

労働者災害補償保険制度は、労働基準法において業務上の災害に対する事業主の無過失賠償責任が確立したことに基づき、1947（昭和22）年の労働基準法制定と同時に創られました。これにより、「使用者が労働者を助けてあげている」といった思想は変わり、「労災の責任は使用者にある」という思想に基づく「労働者災害補償保険法」となり、適用範囲や補償内容も改善されることになりました。

3. 雇用保険とは？

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態

の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とします（雇用保険法第1条）。

この目的を達成するために、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、二事業（雇用安定事業、能力開発事業）を行うことができます（第3条）。

雇用保険法において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいいます。「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことが出来ない状態にあることをいいます（第4条）。

したがって、「離職」＝「失業」ではありません。雇用関係が存続する限りは、賃金の支払いがなくても被保険者となります。

4. 雇用保険の制定の歴史

戦前の日本には失業者の生活を支えてくれるような保険はありませんでした。1920年代や1930年代、世界や日本で恐慌が起こって景気が悪くなったときには失業者のための保険の創設が提案されたことがありましたが、その時は制定されませんでした。戦後になると、GHQからの指令の影響を受け、失業保険制定の検討が開始され、「**失業保険は国家が責任をもって救済する必要がある**」という考えでまとめ、**1947年に失業保険が創設されました。**その後、日本の高度成長期（1954年～73年）において、急速に変化する社会に対応するために失業保険制度は何度も改正され、高度成長期後期になると、失業保険に「雇用促進」「失業予防」事業を付けた「雇用保険制度」の創設が検討されましたが見送られていました。その創設が実現するのは、**1973年のオイルショックにより日本の雇用状況が悪化したためですが、この制度には雇用調整給付金（景気の悪化などにより事業の縮小を余儀なくされ、従業員のために雇用調整した時に、事業主に給付金が支給される）制度が含まれていたことが、雇用保険制度創設の要因となりました。**

5. 費用の負担

(1) 労災保険制度

労災保険制度の費用は、原則として事業主が負担する保険料によってまかなわれています。

(2) 雇用保険制度

雇用保険制度の保険料率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により定められています。

令和6年度、一般の事業の保険料率は1.55%であり、負担割合は事業主0.95%、被保険者0.6%ですが、保険料に加え国庫負担金もあります。



「向かい干支」

向かい干支とは、十二支を円に並べた時に自分の干支の向かい側、対角線に来る干支をさします。例えば、子の向かい干支は午、戌の向かい干支は辰になり、自分の干支から6つ目にあたります。

十二支には性質があるといわれますが、向かい干支は自分の干支とは正反対の性質を持っているため、自分にはないパワーを与えてくれる「守り干支」と呼ばれています。江戸時代より、向かい干支を大切にすると幸福が訪れると言われており、作家の泉鏡花が、向かい干支であるうさぎグッズのコレクターだったのは有名な話です。

昔は子供の着物の背中に向かい干支をあしらう風習があり、七五三の着物に母親が刺繍を入れていました。子供を思う親心の表れです。

1月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・ 国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・ 国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・ 国税／12月分源泉所得税の納付 1月10日（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- ・ 国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・ 国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・ 国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・ 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・ 地方税／給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・ 国税／令和6年分所得税の確定申告受付 2月17日～3月17日（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・ 国税／贈与税の申告受付 2月3日～3月17日
- ・ 国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・ 国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月28日
- ・ 国税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・ 国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月28日
- ・ 国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・ 地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

税 務 署 だ よ り

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

詳細はこちら



全法連 第40回法人会全国大会(鹿児島大会)

鹿児島大会 10月3日(木)
(於:城山ホテル鹿児島)

第1部 式典

開会の辞
国歌斉唱
来賓紹介
主催者挨拶
来賓祝辞
表彰状贈呈
税制改正提言の報告
青年部会による
租税教育活動の報告
青年部会による
健康経営活動の報告
大会宣言
閉会の辞



(一社)鹿児島県法人会連合会
会長 今別府英樹



(公助)全国法人会総連合
会長 小林 栄三

第2部 記念講演

演題:新型コロナ禍で大打撃を受けた
航空業界
危機下の経営戦略を語る

第3部 懇親会



講師の片野坂真哉氏



参加された皆さま



小林会長



奥国税庁長官



塩田鹿児島県知事



下鶴鹿児島市長



会場内で



1日目、懇親会(於:天文館 吾愛人本店)



2日目、昼食(於:知覧桜見亭)



日本最南端駅 JR 西大山駅



白水館正面玄関にて



フェリーから見た桜島

支部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

10月18日 《第6支部》第19弾 JAZZライブ&ダイニング 神楽坂の夜会2



三橋支部長



司会:山内副支部長



乾杯:川村副会長



ヒロ川島氏による演奏



参加された第6支部の皆様



中締:小峰副支部長

10月19日 《第3支部》第47回野方地区まつり(小・中学生を対象に税金クイズ 於:中野区立北原小学校)



応援いただいた皆様



たくさんの小・中学生に税金クイズに参加いただきました



国語3

本 部 だ よ り

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

副署長講話 並びに 税務研修会 (10月15日&10月17日 於: 法人会館+WEB)



～～ 10月15日 参加された皆様 ～～



～～ 10月17日 参加された皆様 ～～



上運天副署長様



木村審理調査官様

「第32回法人税実務講座」&「第33回源泉所得税実務講座」(10月24日 於: 法人会館)

実務講座に参加して ～今後の実務に活かします～

株あえる 下澤 梢

経理未経験から担当になり3ヶ月での本講座受講となりました。業務の中で今まで意識もしていなかった点のお話もあり、まずはわからないことがまだまだ沢山あるということに気付くことができ、そしてより気を付けながら顧問税理士と綿密に連



参加された皆様

講師: (中野税務署) 石井上席様・吉田上席様
携して進めていこうと気が引き締まりました。

また、税務署の方の見方・考え方に触れる部分もあり、今まで自分が思っていたことと異なる、しかし理由を説明されると「なるほど」と納得感のあるお話があり勉強になりました。

中野法人会様で公開されている自主点検チェックシートのご紹介もあり、社内に持ち帰り、バックオフィス体制の強化・改善に活用したいと思います。

中野法人会経営塾 第二弾
(令和6年度年末調整説明会)
(11月5日 於: 法人会館)



～～～ 参加された皆様 ～～～



吉田上席様

事業継続力強化計画セミナー
(ジギョケイ)
(10月11日 於: 法人会館)



～～ 参加された皆様 ～～



～～ 成功事例を解説 ～

活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2024に参加

11月9日&11月10日 税金クイズなど実施 (於: 中野四季の森公園)



11月9日 応援していただいた皆様



11月10日 応援していただいた皆様(署長)と



～～～ 青年部会の皆様による税金クイズ ～～～



～～ 公益事業委員、女性部会の皆様で受付&受渡の様子 ～



～～ 両日とも風船を配布 ～



～～ キャラクターと ～

本 部 だ よ り

11月13日 中野法人会 福利厚生事業

第10回親睦チャリティゴルフコンペ (於：プレステージカントリークラブ)



優勝：宮下雄二様 準優勝：小倉健治様 第3位：松澤好男様 女性優勝：中原聡子様 ～～ 参加された皆様 ～～

11月11日
税を考える週間
『PR活動』



～～～ 中野駅南口周辺にてPR活動 ～～～ ～～ 参加された皆様 ～～

中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー) (11月14日 於：中野法人会館&WEB)

◆ 変わりゆく外国人労働者受け入れ制度 ◆

～ 外国人労働者をめぐる現状と今後 ～

昨今の外国人労働者を雇う際のポイントと事例を交えて解説いただき、とても分かりやすく濃い内容の研修会でした。
宮川先生ありがとうございました。



～～～ 参加された皆様 ～～～

講師：宮川先生

『税を考える週間・秋の講演会 荻原博子氏』を招聘し開催 (11月21日 於：中野セントラルパークカンファレンスB1)



～～ 参加された皆様 ～～ 大島部会長が花束を贈呈 柴野公益事業委員長 講演会后、先生を囲み懇親会 講師：荻原博子氏

部 会 だ よ り

《女性部会》

10月24日 懇親会を開催

タヒチアンダンスショー
&
マハロアディナー



大島部会長

司会：谷津会計監査

乾杯：平澤副部会長

中締：遠藤めぐみ幹事

サプライズ出演！新井支部長&竹下支部長



～～～～～ 圧巻のダンスショー！！ ～～～～～

～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～

本 部 ・ 部 会 だ よ り

青年部会がボウリングを(10月25日 於:高田馬場グランドボウル)



挨拶:米持部会長



公式キャラクターのグービー



～ 参加された皆様(懇親会) ～



優勝:滝口様



準優勝:三國様



第3位:内山様

《第13回 税の川柳コンクール》

応募作品(102点)から税制税務委員会の役員と理事の皆様へ選考して頂きました。

・税金負担 私の財布 ダイエット	・せいでと 国民の義務 息切らせ	・申告の 計算難易度 深刻だ	・ぜいぜいと 国の義務 息切らせ	・家買った 喜びの後に 税の波	・中身など 無くても減税 票になる
------------------------	------------------------	----------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------

《中野法人会 会長賞》
《税制税務委員会推薦による 中野法人会 会長賞》
《優秀賞》

第38回法人会 全国青年の集い(福井)



11月7、8日(当会から米持部会長始め5名参加)

音と光のフェスティバル



11月16日(於: 平和の森公園)

東法連(第4ブロック 租税教室)



11月20日 米持部会長・吉永副部会長が参加(於:愛児の家)

“税の作文コンクール” 入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【身近な税】

実践学園中学校 3年 内川 惣介

僕は小さい頃からよく怪我をする子でした。保育園に通っているときは、よく転んで擦り傷や切り傷が多かったり、自転車の後部座席に座っていて足を巻き“表彰式(12月4日 於:区役所内)”込まれたこともあり。ラーメンのスープを胸にこぼし、火傷を負ったこともあり。小学生になると、右手の親指を骨折し、手術を受けたり、口を切ったりするなど、とにかくよく病院にお世話になっていました。



中学生になるまで全く気にしていませんでしたが、病院で診察を受けても入院しても薬局で薬をもらっても医療費がかからないということを知りました。

この恩恵を受けているのは僕だけではありません。昨年10月、祖母がくも膜下出血で倒れ、救急搬送されました。集中治療室にも入り、1ヶ月ほど入院していましたが、思ったほど医療費が高額ではなかったと母から聞きました。もちろん、救急車を、要請したことについて、お金を請求されることはありませんでした。

今まで、病気になれば救急車がきてくれて、事件が起これば警察官が飛んできて、それが当たり前

だと思っていましたが、今回、作文を書くにあたって税について学び、そこで働く人や物や設備などにも当然、お金がかかっていて、誰かが負担しなければ成り立たないことなのだと改めて考えさせられました。

今、私たちが安心して日々過ごしている生活は、国民ひとりひとりが納めた税金から成り立っていて、それが生かされていることなのだと思います。

今、日本は少子高齢化が進んでいて、これから先の将来、僕たちが大人になる頃には、働き手が減り、税収も減り、今のような生活が送れないのではという不安があります。そうならないためにも、働きやすい環境や子育てしやすい環境を作っていかなければいけないのだと思います。また、消費税のような誰もが税を負担するという仕組みも必要なのかもしれません。いずれにしても、もっともっと税に関心を持ち、税について学ぶことが、これからの社会を担う僕たちには必要なのだと感じました。

今回、税について調べてみて、すべての人が心も身体も健康で幸せに過ごすことができる社会の実現には税金が欠かせない存在であると思いました。

僕はこれから先の明るい未来のために、将来、しっかり税金を納められる大人になって、社会に貢献できる人になりたいと思います。

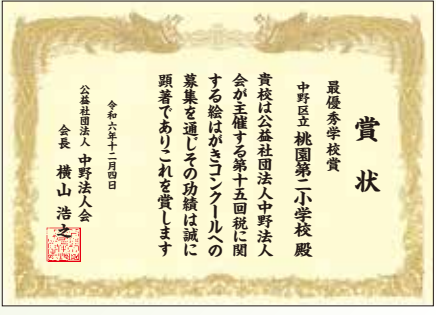
第15回「税に関する絵はがきコンクール」

中野税務署長賞



鷺の杜小学校
丸本 花恋 様

最優秀学校賞



中野区立桃園第二小学校 殿

中野都税事務所長賞



桃園第二小学校 永江 理桜 様

中野区長賞



鷺の杜小学校 菅原 亜鈴 様

中野租税教育推進協議会 会長賞



白桜小学校 松尾 璃音 様

中野法人会 会長賞



江古田小学校 安東 結衣 様

(青年部会推薦による) 中野法人会 会長賞



中野第一小学校 大谷 英子 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



鷺の杜小学校 山田 裕子 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



平和の森小学校 合山 千尋 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



平和の森小学校 藤島 楓 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



江古田小学校 小川 陽羽 様



(表彰式 12月4日 於：中野区役所)

入賞作品の展示	
12/10～ 12/26	西武信用金庫本店 1 階
1/6～ 1/31	中野駅ガード下ギャラリー(夢通り)

会員事業者紹介

かぶしきがいしゃ ふろむえーわーく

株式会社 フロムエーワーク

業種：人材採用支援サービス(Indeed/パートナー)

代表者 竹下 芳 (たけした かおる)

所在地 〒164-0001

中野区中野2-2-5

TEL 03-3229-5111

FAX 03-3229-5110

URL <https://fromawork.co.jp/>

<https://saiyou-faw.com/>



企業紹介

設立から40年、人材採用の成功へ導く為に誠心誠意努めて参りました。現在主流となるアグリゲート型求人方法をわかりやすく、有効活用いただける様にご説明致します。

まつの かぶしきがいしゃ

松野株式会社

業種：介護事業所

代表者 奥田 由美子 (おくだ ゆみこ)

所在地 〒164-0001 中野区中野2-12-15

中野リハイム203号

TEL 03-5343-3450

FAX 03-3380-5331

URL <http://www.pocket-kaigo.com/>



企業紹介

今年22年「人生最期の大切な時間に、私たちは真心を添える」を理念に、丁寧な人材育成と法令遵守のもと、ご利用者さまに寄り添う、温かいサービスを提供しています。

こうさぎてい

こ卯さぎ亭

業種：飲食店

代表者 樋川 卓朗 (ひかわ たくろう)

所在地 〒164-0003

中野区東中野1-57-6-102

TEL 090-9137-0630

FAX なし

URL <http://facebook.com/kousagitei>



企業紹介

おばんざいを中心に心が暖まる店づくりを目指しております。東中野で降りられたら是非！

いりょうほうじんざいだん けんこうかい そうごうとうきょうびょういんよほういかくせんたー
医療法人財団 健真会 総合東京病院予防医学センター

業種：サービス業

代表者 渡邊 一夫 (わたなべ かずお)

所在地 〒165-8906

中野区江古田3-15-2

TEL 03-3387-5462

FAX 03-3387-2611

URL <https://cpm-tokyo.jp>



企業紹介

当院の予防医学センターでは、人間ドック、脳ドック等、各種健診を取り揃えております。愛するご家族や仲間の為に、お身体のチェックはいかががでしょうか？



↑詳しくはこちら